

イベントデータ処理に関する補遺

最終更新日：2025 年 1 月 1 日

本イベントデータ処理に関する補遺（以下「本 DPA」）は、RELX 事業体と、スポンサー、出展者、またはその他の当事者（以下、それぞれを「当事者」）との間の契約（以下「本契約」）の一部を構成します。契約相手となる当事者は、本 DPA が参照されている本契約で定められるとおりとします。

1. 定義

1.1 「データ保護法」とは、プライバシーおよびデータ保護に関する適用されるすべての法律、規則、規制、政令、命令、およびその他の政府要件を意味します。

1.2 「管理者」、「データ主体」、「共同管理者」、「個人データ」および「処理」という用語は、データ保護法において付与されているのと同じ意味を有し、データ保護法において、「個人データ」の代わりに「個人情報」を使用するなど、同等または対応する用語を使用している場合は、本書内では同じ用語として読み替えることができるものとします。

2. 適用範囲

2.1 本 DPA は、各当事者が他方当事者（および該当する場合は本契約に基づくその関連会社）から受領した個人データの処理に適用されます。

2.2 「個人データの処理の方法や内容等の性質および目的は、本契約に基づく展示会、ショー、会議、ウェビナー、セミナー、その他のイベントおよび付帯サービスに関連するものとなります。また、処理される個人データのカテゴリ、およびデータ主体のカテゴリは、本契約に基づくものとします。さらに、処理の期間は、本契約の定めに従い行われるものとします。」

3. 役割および制限

3.1 各当事者は、自らによる個人データの処理の目的と手段を単独で決定します。したがって、各当事者は、個人データの独立した管理者となります。両当事者は、個人データを共同管理者として処理せず、また処理してはなりません。

3.2 各当事者は、データ保護法に基づく自己の義務を遵守するものとし、各々の遵守については各々が単独かつ個別に責任を負います。本 DPA のいかなる規定も、本契約に基づく個人データの処理に関する当事者の権利に適用される制限を変更するものではありません。

4. 支援

4.1 各当事者は、他方当事者がデータ保護法に基づく義務を遵守できるよう、処理の性質および当事者が入手できる情報を考慮の上、合理的に必要な範囲で他方当事者に協力し、支援するものとします。

5. 越境移転

5.1 各当事者は、当事者が個人データを別の国に移転する場合、その移転が、データ保護法に従って適切な水準の保護を提供する適切な保護措置の対象となることを保証するものとします。

6. 司法管轄区固有の規約

6.1 いずれかの当事者が、下記のいずれかの法域から生じた、または下記のいずれかの法域のデータ保護法の対象となる個人データを処理する場合には、上記の条項に加えて、該当する法域に関して記載されている規定が適用されます。

欧州経済地域、英国およびスイス

1. 一方当事者が個人データを欧州経済領域（以下「EEA」）、英国（以下「英国」）またはスイスから、EEA、英国またはスイス以外の地域に所在する他方当事者に移転する場合、両当事者は、データ保護法に基づく代替の移転手続または根拠に依拠し得る場合を除き、当該移転に関して、2021年6月4日付の欧州委員会実施決定（EU）2021/914

（http://data.europa.eu/eli/dec_impl/2021/914/oj）で承認された標準契約条項（以下「本件条項」）を締結したものとみなされます。これにより、以下の規定が適用されます。

- a. 受領当事者は「データ輸入者」となり、他方当事者は「データ輸出者」となる。
- b. モジュール 1 が適用され、モジュール 2、3 および 4、脚注、条項 11 (a) オプションおよび条項 17 オプション 2 が省略され、該当する附属書には、それぞれ本 DPA および本契約に記載された情報が記入される。
- c. 「管轄監督機関」とは、データ輸出者が設立された国における監督機関を指す。
- d. 本件条項は、データ輸出者が設立された国の法律に準拠する。
- e. 本件条項に起因する紛争は、データ輸出者が設立された国の裁判所で解決するものとする。
- f. 本契約の条項と本件条項との間に矛盾がある場合は、本件条項が優先される。

2. 英国からの個人データの移転に関連して、上記第 1 条に基づいて施行される本件条項は、2018 年データ保護法第 119A 条 (1) に基づいて発行された EU 標準契約条項の国際データ移転に関する補遺（<https://ico.org.uk/media/for-organisations/documents/4019539/international-data-transfer-addendum.pdf>）（以下「英国補遺」）によって修正されたものとして適用され、表 1～3 は、本 DPA および本契約に記載された情報がそれぞれ記入され、表 4 は、「neither party」（いずれの当事者も該当しない）と記載されます。

3. スイスからの個人データの移転に関連して、上記第 1 条に基づき施行される本件条項は、下記の修正を条件として適用されます。

- a. 「規則（EU）2016/679」への言及は、スイスのデータ保護に関する連邦法（Federal Act on Data Protection Act）（以下「FADP」）への言及として解釈されるものとする。
- b. 「規則（EU）2016/679」の特定の条項への言及は、FADP の同等の条項に置き換えられるものとする。
- c. 「EU」、「連合」、「加盟国」、および「加盟国法」への言及は、「スイス」または「スイス法」への言及に適宜置き換えられるものとする。
- d. 「加盟国」という用語は、スイス国内のデータ主体が自身の権利を行使する可能性を排除するような意味で解釈されてはならない。
- e. 条項 13 (a) および附属書 I のパート C は用いられず、「管轄監督機関」はスイス連邦データ保護情報委員会（Swiss Federal Data Protection Information Commissioner）とする。
- f. 本件条項はスイスの法律に準拠する。
- g. 本件条項に起因する紛争は、スイスの裁判所で解決されるものとする。

テンアメリカ

[LATAM Addendum](#)

中東とアフリカ

[MEA Addendum](#)

米国

1. いずれかの当事者がカリフォルニア州消費者プライバシー法およびその実施規則（以下「CCPA」）の対象となる個人情報を他方当事者に販売または他方当事者と共有する場合、以下の規定が適用されます。

- a. 受領当事者に個人情報が提供される目的は、本契約に定められるとおりとし、プライバシーポリシーの適用を受ける。
- b. 個人情報は、本契約に定められた限定的かつ指定された目的のためにのみ受領当事者に提供され、それらの限定的かつ指定された目的でのみ使用されるものとする。
- c. 受領当事者は、CCPA の適用条項を遵守する必要がある。これは、受領当事者に提供される個人情報に関して、CCPA によって企業に義務付けられるのと同じ水準のプライバシー保護を提供することを含む。
- d. 開示当事者は、提供される個人情報に関して、CCPA に基づく開示当事者の義務と整合の取れた方法で受領当事者が個人情報を使用することを保証するために、合理的かつ適切な措置を講じる権利を付与される。
- e. 開示当事者は、通知により、受領当事者に提供される個人情報の不正使用を阻止および是正するための合理的かつ適切な措置を講じる権利が付与される。
- f. 受領当事者は、CCPA に基づく義務を果たすことが不可能となったと判断した場合、他方当事者に通知する必要がある。